



保護者のみなさまへ

# 就学援助制度のお知らせ

教育委員会では、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。この制度の利用を希望される方は、「令和4年度就学援助費受給申請書」によりお申し込みください。（毎年度申請が必要です。）

また、生活保護受給世帯の方は本制度の対象外ですが、廃止・停止となった場合のスムーズな移行のため、必ずお申し込みください。

## 申請時期

申請書提出期限・・・令和4年5月31日（火）

- \* 上記申請書提出期限までに提出され、認定された場合の認定月は原則として4月とします。
- \* 6月以降も申請は受け付けますが、受付月からの認定となりますのでご注意ください。（受付は令和5年2月末日までです。）

## 援助を受けることができる方

- 生活保護法に基づく保護の停止または廃止された方
- 上記以外で令和3年中の世帯（生計を共にしている同居家族）全員の収入額の合計、または所得額の合計が下記の認定基準額以下（給与収入と給与収入以外の所得の両方がある場合は、それぞれの基準額に対する割合の合計が100%以下）の方



令和4年度 就学援助費認定基準額		
世帯人数	(A) 給与所得者（会社員等） （給与収入総額）	(B) (A)以外の所得者（自営業等） （所得総額）
2人	2,917,296円	1,857,600円
3人	3,849,494円	2,520,000円
4人	4,470,513円	3,038,400円
5人	4,881,574円	3,352,000円
6人	5,189,532円	3,595,200円
7人	5,476,685円	3,828,800円
8人	5,872,039円	4,139,200円
9人以上	以降1人増す毎に 307,375円を加算	以降1人増す毎に 243,200円を加算

## 申請のしかた

- 別紙申請書に必要事項を記入（裏面の記入例参照）し、保護者が、お子さんの就学する学校へ提出してください。  
小・中学校（義務教育学校の前・後期）の両方に就学されている場合は、申請書をどちらかの学校へ1部提出していただければ結構です（1世帯で1部）。また、学校教育課でも受け付けします。
- 申請においては、世帯全員の令和3年中の収入額・所得額がわかるように、所得の有無にかかわらず、市・府民税の申告を5月中頃までに済ませておいてください。  
なお、勤務先が申告している場合や確定申告をされている方、又は控除対象配偶者・被扶養者で無収入の方は申告の必要はありません。但し、申請書の職業欄に無職などの記載をお願いします。また、申請書提出後に申告された場合や修正申告された場合は、「申告書控え」を学校教育課へ提出してください。
- 他市から守口市に転入（引っ越し）された方は、令和4年1月1日時点で住民票のあった市町村で「令和3年中にあった収入額・所得額のわかる証明書（収入額・所得額及び扶養の記載のある令和4年度市府民税課税証明書等）」を取り寄せ、令和4年6月30日までに学校教育課へ提出してください。（令和3年分源泉徴収票でも可）。この場合は、申請書のみを先に提出期限までに提出しておいてください。

## 就学援助費の認定などの結果について

- 申請書及び収入額・所得額の審査を行い、5月末日までの受付分は7月末日までに、それ以降の受付分については受付月の翌月初旬に認否を決定し、保護者宛郵送で通知します。  
通知書が届かない場合は、学校教育課までご連絡ください。



## 支給方法

- 年3回に分け、9月下旬・12月下旬・3月下旬に支給の予定です。  
就学援助の認定を受けても、学校納入金（学用品費・修学旅行費など）の支払いは必要です。
- 就学援助費のうち、小学校及び義務教育学校前期課程の給食費は、学校教育課より直接、守口市学校給食協会に振込みます。（2学期以降の給食費の保護者負担はありません。）
- 2学期以降の小学校及び義務教育学校前期課程の給食費以外は保護者名義の預金口座又は貯金口座に振込みますが、学校納入金が未納の方は、就学援助費を校長口座へ振込みます。

## 新入学児童・生徒学用品費の支給

- 新入学児童・生徒学用品費を入学前に支給します。【対象は、就学前児童、小学6年生（義務教育学校前期課程6年生）】
- 就学前児童の家庭には、11月下旬頃に別途お知らせします。就学援助が認定となった小学6年生（義務教育学校前期課程6年生）は、別途申請の必要はありません。

## その他

- 就学援助費を受給されているにもかかわらず学校納入金に未納が生じた時は、振込みを校長口座に変更させていただきます。
- 就学援助費が認定された人で、転居された場合、振込口座に変更のある場合、氏の変更をされた場合など、また、生活保護を受給された場合、生活保護を廃止された場合は、学校教育課まで必ずご連絡ください。
- 認定基準額を超える場合でも、保護者の死亡・離婚・失業などにより、現在の主たる生計維持者の収入が前年中の収入より著しく減少する場合はご相談ください。

## 援助費支給額

援助費の費目	小学校及び義務教育学校の前期課程	中学校及び義務教育学校の後期課程
学校給食費	保護者負担額全額 (認定後の保護者負担はありません)	—
修学旅行費	22,690円 (上限額)	60,910円 (上限額)
学用品費及び 通学用品費	年額11,630円 (4月分は960円、 5月分以降は一月当たり970円)	年額22,730円 (4月分は1,830円、 5月分以降は一月当たり1,900円)
校外活動費	1,600円	2,310円
新入学児童・生徒学用品費	60,000円 (現6年生の認定者)	
医療費 (※下記参照)	実費	実費
林間・臨海学校費	3,690円 (上限額)	6,210円 (上限額)
通学費	実費	実費
卒業アルバム代	11,000円	8,800円

\*備考 生活保護世帯は、修学旅行費と医療費のみ支給対象となります。

### ※ 医療券について

就学援助認定者の児童・生徒が次の疾病になった場合、医療費を援助しています。

学校から治療の指示を受けた学校病【虫歯・トラコーマ・結膜炎(アレルギー性結膜炎は含みません)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(アレルギー副鼻腔炎は含みません)・アデノイド・白せん・疥せん・膿か疹(とびひ)・寄生虫】の医療費のうち本人負担分。

上記学校病の受診に当たっては、必ず、毎月、その月の受診前に学校または学校教育課へ届出し、医療券を受け取ってから、健康保険証及び子ども医療証などと共に医療機関に提出して受診してください。

子育て支援課での申請により児童・生徒に子ども医療証が交付されますので、受診の際には、必ず当該医療証もお持ちください。

なお、就学援助費の認否を決定するまでの医療券の発行は、学校教育課で行いますので、令和3年中の世帯(生計を共にしている同居家族)全員の収入額・所得額のわかる書類(源泉徴収票または申告書の控え等)をお持ちの上、学校教育課にお越しください。

### ※ 無料低額診療事業

本制度とは別に、経済的理由により適切な医療を受けることができない方々に対し、無料又は低額で診療を行う事業です。詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府のホームページ： <http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/muryoteigaku/index.html>



学校教育課 問い合わせ先  
 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号  
 守口市教育委員会事務局 教育部学校教育課(守口市役所北側6階)  
 ☎ 06(6995)3155